

令和2年5月12日

精神障害者保健福祉手帳関係機関 各位

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

**新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の
更新手続きの臨時的な取扱いについて（事務連絡）**

日頃より横浜市政に御理解・御協力くださり、誠にありがとうございます。

令和2年4月24日付で厚生労働省より発出された事務連絡を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、更新手続きの臨時的な取扱いを現時点としては以下の通り対応することとしますので、御確認・御対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、本連絡は更新（有効期限内に申請する場合）及び再承認（有効期限満了後に申請する場合）で申請時に診断書が必要な場合の取扱いとなります。それ以外の申請については通常通り診断書の提出が必要となります。

1 厚生労働省通知概要

令和2年3月1日から令和3年2月28日の間に手帳の有効期限を迎え、診断書の提出が必要な方は、申請書の提出をもって、現在の有効期限の日から1年以内は診断書の提出を猶予し、有効期限を更新できる。その場合、障害等級は更新前の等級とする。

2 対象（以下いずれも満たす方）

ア．更新及び再承認の申請時に診断書が必要

イ．現に所持している手帳の有効期限が令和2年3月1日から令和3年2月28日の間

※申請受付期間は、通常通り有効期限の3か月前からです。

3 診断書について

今回は診断書の提出を1年間猶予するものであり、提出自体を免除するものではないため、追って診断書の提出が必要となります。猶予期間の1年を超えて診断書の提出がなかった場合には、必要な書類が揃わないこととなりますので更新は無効となります。（更新時点に遡及して無効とはせず、診断書提出期限をもって無効となります。）

4 その他

- ・ 診断書の提出猶予であり、申請手続きは必要となります。自立支援医療（精神通院医療）と異なりますのでご注意ください。

次ページあり

- 通常通り診断書を提出しての更新申請も可能です。
- 本内容に今後変更等が生じた場合は、横浜市の精神障害者保健福祉手帳のホームページへ、随時情報を掲載予定です。検索エンジンで「横浜市」「精神障害者保健福祉手帳」と入力し、検索していただくと該当ページが検索結果として表示されますので、ご確認ください。

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター
(TEL) 045-671-4455 (FAX) 045-662-3525
(E-mail) kf-kokoro@city.yokohama.jp